

秋田城跡史跡公園連絡橋融雪設備（電気）保守管理業務委託に係る
公募型指名競争入札のお知らせ

秋田城跡史跡公園連絡橋融雪設備（電気）保守管理業務委託事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

令和 7 年 1 0 月 2 4 日

秋田市長 沼 谷 純

1 詳細および条件等

別添「秋田城跡史跡公園連絡橋融雪設備（電気）保守管理業務委託仕様書」のとおり。

2 入札参加申込み等に係る日程

(1) 受付期間

令和 7 年 1 0 月 2 7 日から令和 7 年 1 1 月 4 日まで

※ 受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 受付場所

秋田城跡歴史資料館（秋田市寺内焼山 9 番 6 号）

(3) 指名通知および非指名通知

令和 7 年 1 1 月 7 日までに電子メール等により通知する。

(4) 入札日時および場所

令和 7 年 1 1 月 1 4 日午前 1 0 時から秋田城跡歴史資料館会議室
（秋田市寺内焼山 9 番 6 号）で執行する。

(5) 入札保証金

秋田市財務規則第 1 0 9 条第 1 項第 2 号の規定により免除

(6) 契約締結期限

令和 7 年 1 1 月 2 0 日

3 入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすこと。

- (1) 秋田市内に主たる事業所（本社、本店等）を有する者であること。
- (2) 過去２年間に秋田市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約（電気融雪設備）を２回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
- (3) 秋田市税に滞納がないこと。
- (4) 秋田市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。
- (6) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

４ 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加申込書

イ 商業登記簿謄本又は法人登記事項証明書

ウ 業務実績調書

エ 業務実績調書に関する契約書等の写し

オ 申込み時点で次の市税に滞納がないことを証明する書類（納税証明書又は完納証明書、固定資産のない場合は資産なし証明書）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（直近年度のもので個人事業者は個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税（直近年度のもの）

カ 各証明書は参加申込み時点において３か月以内に発行されたもので写しでも可。

キ 誓約書

ク 様式ア、ウ、キについては、秋田城跡歴史資料館のホームページから入手すること。

ケ 入札参加申込書等は持参すること。郵送等による受付はしない。

(2) 指名および非指名通知について

入札参加希望者のうち入札参加資格を満たしている者に指名通知を行い、資格審査結果により指名されない場合はその旨を通知する。

(3) 入札について

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定するので、最低制限価格より低い入札をした者は落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を一回に限り行う。
- エ 入札書等は当日持参すること。郵送等による入札は受付けしない。
- オ 入札書および入札に使用する印鑑（代理人の場合は代理人の使用印鑑）を当日持参すること。
- カ 代理人が入札する場合には委任状を提出すること。
- キ 入札書および委任状は秋田城跡歴史資料館のホームページから入手すること。
- ク 落札決定後の辞退はできない。

5 その他

- (1) 入札参加申込書等の作成時に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された入札参加申込書等は返却しない。

問合せ先

秋田市観光文化スポーツ部 秋田城跡歴史資料館
管理運営担当 電話 018-845-1837